

高温工学試験研究炉（HTTR）における交換用核分裂計数管の管理に係る改善について  
【許認可変更の方針】

1. 新たな貯蔵施設・設備を設けるための許認可変更の方針

- ① 核燃料物質の使用施設である燃料交換機メンテナンスピットを貯蔵施設・貯蔵設備としても位置づけ、新たな設備を設けない。
- ② 新たに貯蔵施設・設備と位置づける燃料交換機メンテナンスピットの核的制限値は、使用と貯蔵の合計値とし、現行の中性子検出器 6 本を変更しない。
- ③ 貯蔵するものが未照射の核分裂計数管であり、量の変更もないことから臨界管理や遮へい能力の変更も必要ない。
- ④ 使用と貯蔵を区別するため貯蔵設備のエリアを燃料交換機メンテナンスピット地階 1 階とし区画する。（図面追加）
- ⑤ 新たに貯蔵施設・設備と位置づける燃料交換機メンテナンスピットの管理の方法については、保安規定で明確化する。

2. 使用変更許可申請書の変更内容

- ① 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備にメンテナンスピットを追加する。
- ② 燃料交換機メンテナンスピットの核的制限値を使用及び貯蔵の合計値とする。
- ③ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（添付書類 1）は、火災等による損傷の防止及び貯蔵設備が該当する。

3. 保安規定の変更内容

大洗研究センター（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定第 8 編 HTTR の管理のうち、「別表第 2 核燃料物質の貯蔵制限値」に未照射核燃料物質貯蔵施設として、燃料交換機メンテナンスピットを位置づけ、核燃料物質の種類、貯蔵制限値を設け管理する。なお、貯蔵設備の点検については、下部規定である HTTR 使用手引に規定されているので、燃料交換機メンテナンスピットを追加する。